

# 平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月10日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
議案第1号	7
議案第2号	8
一般質問	17
閉会の宣告	22

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第493号

平成27年1月30日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 石 井 昭 一

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に  
ついて（送付）

このことについて、管理者から議会招集の告示をした旨通知がありましたので、その  
告示の写しを送付いたします。

なお、当日は、午後3時までに参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成27年2月10日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

アクアセンターあじさい2階会議室

平成27年1月30日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 清 水 聖 士

## 平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

平成27年2月10日(火)

午後3時開会

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)
  - 日程第4 議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
  - 日程第5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)
  - 日程第4 議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
  - 日程第5 一般質問
- 

### 出席議員(10名)

2番	植村博	議員	3番	平野光一	議員
5番	天下井恵	議員	6番	小泉文子	議員
7番	吉野良一	議員	8番	石田信昭	議員
9番	中村昌治	議員	10番	土屋裕彦	議員
11番	福井みち子	議員	12番	石井昭一	議員

### 欠席議員(2名)

1番	小易和彦	議員	4番	野上實	議員
----	------	----	----	-----	----

---

### 説明のための出席者

管 理 者	清水聖士	君
副 管 理 者	秋山浩保	君
副 管 理 者	伊澤史夫	君

監査委員	松丸幹雄君
会計管理者	山崎久雄君
事務局局長	阿久津誠君
事務局次長	大塚旭君
総務課長	鈴木政巳君
あじさい所長	大塚旭君
しらさぎ所長	笠井雅之君
周辺整備室長	川名雅之君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國井 潔
白井市環境課長	伊藤 勉
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小金谷 幸次

---

事務局職員出席者

周辺整備室主幹	渡邊直巳
総務課長補佐	伊藤周一
しらさぎ所長補佐	山崎道将
あじさい管理係長	島田朋也
総務課総務財政係長	栗原 稔
総務課総務財政係主査	篠宮 武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井昭一議員） 本日は公私ともにご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）、議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（石井昭一議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として、出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井昭一議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に7番、吉野良一議員及び8番、石田信昭議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（石井昭一議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（石井昭一議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いします。  
管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさい、クリーンセンターしらさぎ、両施設とも国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っているところでありますが、引き続き監視し、適切に処理してまいります。また、クリーンセンターしらさぎにおける焼却炉のダイオキシン類対策工事につきましては、計画どおりに作業が進行しているところであり、引き続き安全第一に作業を進めてまいる所存であります。

続きまして、さわやかプラザ軽井沢につきましては、さきの議会において指定管理者が指定されたことを受け、現在所要の手続を進めているところでございます。これからも、地域の皆様の健康の維持増進とふれあいの場として、安全で安心してご利用いただける施設運営を行ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例が一部改正され、一般職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合等が改定されたことから、一般職人件費の不足額を補正しようとするものでございます。

内容でございますが、2款総務費につきましては79万円を、3款衛生費につきましては127万6,000円を増額補正するものでございます。また、5款諸支出金につきましては、206万6,000円を減額補正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

まず、平成27年度予算につきましては、構成市の厳しい財政状況に鑑み、歳出の削減に努め、構成市の負担金の増加を抑制し、平準化を図ることといたしました。また、各施設については、安全で安定した施設の運営を推進するため、設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施するとともに、事業実施に当たっては地方債を積極的に活用し、財源の確保に努め、財政の健全化を維持することを目標に編成をいたしました。この結果、平成27年度の一般会計予算は歳入歳出とも36億7,693万円となり、前年度と比較して額で3億5,773万1,000円、率にして10.8%の増額予算となっております。

続きまして、歳入歳出ごとに主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金が平成21年度を頂点に6年連続の減となり、構成市負担金につきましては、組合債の借入れを活用したことにより、1億6,490万5,000円減の24億1,009万

6,000円となっております。

歳出につきましては、継続事業として、ごみ処理費ではクリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業を、周辺整備費では廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定事業を計上しております。

共同化処理費では、鎌ヶ谷市のごみ集積所の管理、粗大ごみ収集箇所及び不法投棄場所の管理並びに不適正排出集積所の指導を一元化するためのごみ集積所等管理業務委託費を新たに計上してございます。

周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について、平成27年度から平成31年度までの債務負担行為のうち、本年度分として9,826万8,000円を計上してございます。

公債費では、平成11年度に借入れを行った年金融資金、平成12年度に借入れを行った千葉県振興資金が完済したことから、前年度比で3,285万6,000円減の659万8,000円となっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

○議長（石井昭一議員） 日程第3、議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例の一部が、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案して、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合等が改定されたことから、一般職の人件費の不足額を補正しようとするものでございます。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、一般職人件費の不足額について、2款総務費、1項総務管理費で79万円、3款衛生費、1項清掃費で127万6,000円をそれぞれ増額補正し、5款諸支出金、1項基金費で206万6,000円を減額補正しようとするものでございます。

こうしたことから、補正後の予算額については、補正前と同額の34億5,128万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては4ページから5ページに記載のとおりで、6ページから7ページに給与費明細書を添付してございます。

以上で、議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（石井昭一議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（石井昭一議員） 日程第4、議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成27年度の予算編成に当たりましては、構成市負担金の抑制の観点から、経常的経費の節減合理化、臨時的経費の計画的実施と財源確保、構成市負担金の平準化を基本方針に掲げ、安全で安定した廃棄物処理を推進することなどを念頭に置き、編成いたしました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出それぞれの予算総額を36億7,693万円とし、第2条は地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定め、第3条は一時借入金の最高額を5,000万円とし、第4条は同一款内における人件費の流用を定めるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、それぞれ36億7,693万円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、ダイオキシン類対策事業に対し限度額を7億7,190万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明させていただきます。歳入、歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目について説明させていただきます。



8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比1億6,490万5,000円減の24億1,009万6,000円を計上しております。

構成市ごとの負担金額につきましては、柏市分が7億8,982万1,000円で前年度比7,268万6,000円の減、白井市分が1億2,765万6,000円で前年度比403万5,000円の増、鎌ヶ谷市分が14億9,261万9,000円で前年度比9,625万4,000円の減となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

2款使用料及び手数料でございます。

2項1目手数料につきましては、浄化槽汚泥及び事業系一般廃棄物の搬入量の実績から増加を見込み、前年度比1,163万4,000円増の2億4,493万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、構成市ごとの繰入額を柏市分4,078万8,000円、白井市分221万2,000円、鎌ヶ谷市分7,709万9,000円とするもので、前年度比5,209万7,000円増の1億2,009万9,000円を計上するものでございます。

6款1項1目雑入につきましては、前年度比1,100万6,000円増の4,111万8,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払代で、金属類の価格の上昇が見込まれることによるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

7款1項1目衛生債につきましては、ダイオキシン類対策事業の財源として地方債の借り入れを予定することから、前年度比4億2,780万円増の7億7,190万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比3億5,773万1,000円増の36億7,693万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比483万5,000円減の8,101万4,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、職員の人事異動に伴い、一般職人件費の減によるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比3,095万2,000円増の3億2,695万3,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は修繕料でございますが、定期点検に基づくし尿処理施設の焼却炉補修によるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

2目ごみ処理費につきましては、前年度比3億8,279万円増の19億4,762万8,000円を計上するもの  
でございます。増額の主な要因は、ダイオキシン類対策の継続事業で、本年度は機器の製造、据えつ  
け工事など、施工業務に伴う年割額が前年度比3億8,090万9,000円増加していることによるもので  
ございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

3目共同化処理費につきましては、前年度比2,721万2,000円増の10億2,264万2,000円を計上するも  
のでございます。増額の主な要因は、ごみ収集運搬業務委託費やリサイクルセンターの施設運営維持  
管理業務委託費の増によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

4目周辺整備費につきましては、前年度比4,553万1,000円減の2億5,991万7,000円を計上するもの  
でございます。減額の主な要因は、さわやかプラザ軽井沢の地下水膜ろ過システムの工事完了による  
ものでございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開きください。

4款公債費でございますが、1項1目元金につきましては、前年度比3,553万3,000円減の343万  
3,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、ごみ処理施設建設事業や還元施設さわ  
やかプラザ軽井沢建設事業で借入れを行った地方債のうち、平成11年度及び平成12年度借入れ分の  
償還が終了したことによるものでございます。

2目利子につきましては、前年度比267万7,000円増の316万5,000円を計上するものでございま  
す。増額の主な要因は、平成26年度地方債の借入れ分のダイオキシン類対策事業に係る利子によるも  
のでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開きください。

6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございま  
す。

こうしたことから、歳出総額で前年度比3億5,773万1,000円増の36億7,693万円を計上するもの  
でございます。

以上で、議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。  
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） これから質疑を行います。

事前に通告のありました平野議員について質疑を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 柏の共産党の平野光一です。

議案質疑を行います。

議案第2号、平成27年度一般会計予算について、質疑を行います。

1点目は、地下水膜ろ過システムの経費削減効果についてです。

昨年の8月の議会でも、管理者の挨拶で、さわやかプラザ軽井沢において進めておりました地下水膜ろ過システムの導入工事は完了し、今月から使用開始しました。これにより水道料金の削減が図られるとともに、夏の時期におけるプールの水温管理が効果的に行えるものと考えておりますと述べておられます。

この地下水膜ろ過システムですが、5,054万4,000円の費用をかけて導入されました。その効果が来年度予算の歳出削減にどのように反映されているのか、まずお示してください。

2点目は、予算書33ページの廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務委託（継続費）で444万2,000円ですが、専門部会などでの検討状況と来年度の計画についてお示してください。

3点目は、予算書31ページですが、ごみ処理経費の鎌ヶ谷市分として計上されているごみ集積所等管理業務委託はどのような事情によるものか、柏市との違いはどこにあるのかお聞きいたします。

4点目は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料、予算書33ページにありますけれど、9,826万8,000円についてです。前議会の11月定例会で、このときの議案第1号の資料では、平成27年度分は1億20万円だったわけですが、今回計上している9,826万8,000円についても算定根拠をお示しいただきたいんですが。

ちなみに、予算書45ページに債務負担行為5億1,020万円が設定されていますけれども、これは前回の説明では、消費税率について事業計画の歳入歳出の全てにおいて平成27年9月までは8%、10月以降は10%で積算してこういう金額になったわけです。

5点目、今の平成27年度の指定管理料について消費税率をどう扱ったか。それから、向こう5年間の消費税率を何%と考えるのかにかかわってくることでありますが、今後締結する基本協定書の指定管理料の記載はどのようになるのか、お示しいただきたいと思います。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（石井昭一議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは5点ございました。

初めに、1点目の地下水膜ろ過システムの導入による効果が来年度予算へどのように反映されているかのお尋ねにお答えいたします。

さわやかプラザ軽井沢の次期指定管理者を募集するに当たり、指定管理料の設定においては地下水を約70%使用すると試算し、金額としては年間約1,457万円の削減効果を見込んでおりました。これに対しまして次期指定管理者から提示された提案書では、地下水の使用を約75%とする提案がなされております。このため、当該システム導入により、平成27年度予算の指定管理料においては約1,620

万円の削減効果が反映されております。

続きまして、2点目の周辺整備総合基本計画策定業務の専門部会などでの検討状況と来年度の計画につきまして、お答えいたします。

初めに、専門部会での検討状況ということでございますが、廃棄物処理施設周辺の環境整備に関する専門部会は昨年5月の環境委員会で設置され、昨年の6月と7月、本年1月と現在まで計3回の会議を開催しております。

第1回の会議では、周辺整備基本計画の見直し経緯と見直しに向けた取り組み方針についてご説明し、地域課題の洗い出しと共有について意見交換を行いました。第2回の会議では、既往計画と協定書についてご説明し、既往の土地利用計画における課題と廃棄物処理施設周辺地域が抱えている課題について意見交換を行いました。第3回の会議では、周辺整備計画の考え方、整備コンセプト、整備方針についてご説明し、意見交換を行いました。

今後も引き続き専門部会で検討の上、本年3月末までに周辺整備基本計画（原案）を作成する予定でございます。

次に、来年度の計画策定に関する業務内容でございますが、専門部会での意見を反映し作成した周辺整備基本計画（原案）につきまして、広く意見を求めるためパブリックコメントを実施いたします。そして、パブリックコメントでの意見を踏まえまして計画への反映、見直しを行い、最終調整を行った上で、本年9月に周辺整備基本計画を作成する予定でございます。また、同時に今後のスケジュール、事業内容、事業規模についても調整を図りながら、周辺整備実施計画を策定することとしております。

続きまして、3点目のごみ集積所等管理業務委託はどのような事情によるものかにつきまして、お答えいたします。

ごみ集積所の管理に当たっては、構成市ごとに所管しているところではございますが、本委託については、鎌ヶ谷市にて運用しているごみ集積所管理システムの更新に伴い、より適切な管理体制とするため、平成27年度より、ごみ集積所に係る情報や市民からの問い合わせ事項等を一元的に管理・強化できるように、鎌ヶ谷市とともに実施するものがございます。本業務導入に伴い、不適正排出の多い集積所の管理や、これまで双方がそれぞれ認識している利点、諸課題等を総合的に検討することが可能となり、より実情に合った効率的な啓発及び指導業務に資するものと期待しております。

また、柏市沼南地域との違いでございますが、柏市沼南地域分におきましては、電話連絡等により担当課と連携を密にして対応しております。

続きまして、4点目のさわやかプラザ軽井沢の平成27年度指定管理料の算定根拠における消費税率につきまして、お答えいたします。

さわやかプラザ軽井沢の指定管理料につきましては、本年9月までは消費税率8%で積算を行い、

10月以降は10%で積算を行って、5億1,020万円の債務負担行為の設定を、昨年11月17日の11月定例会で議決していただいております。

しかしながら、翌日の11月18日に、安倍内閣総理大臣記者会見におきまして、消費税率10%への引き上げを法定どおり平成27年10月には行わず、18カ月延期すべきであるとの結論に至ったと発言がなされ、本年10月からの消費税率の引き上げは事実上延期されることとなりました。この内閣総理大臣の発言を踏まえ、検討した結果、平成27年度予算の指定管理料の積算につきましては、消費税率8%で積算することとしたものでございます。

続きまして、5点目の指定管理料の消費税率について、基本協定書の記載はどうなるかというお尋ねでございますが、次期指定管理者の募集要項等におきましても、指定管理料につきましては、消費税法等の改正によって消費税率及び実施時期等に変動が生じた場合は、消費税額等に相当する額を加減して支払うものとしております。

また、ことしに入り、税制改正の大綱において、消費税率の10%への引き上げの施行日につきまして、平成29年4月1日とする閣議決定がなされたことを踏まえまして、現在、次期指定管理者と基本協定書の内容につきまして協議中でございます。

○議長（石井昭一議員） 再質疑を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 2回目の質疑の1点目ですけれども、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料、予算書の数字は前年度比で約850万円の減となっておりますが、実質は増額ではないのかということです。

先ほど、地下水膜ろ過システムの導入で、平成27年度予算の指定管理料においては約1,620万円の削減効果が反映されていると回答がありました。平成26年度の指定管理料、これは消費税増税による追加分665万3,000円の補正が行われて、合計で1億675万5,000円になったわけですけれども、平成27年度の指定管理料、先ほどの回答では、今回は消費税率8%で積算したという回答がありました。これが9,826万8,000円です。その差はマイナス848万7,000円となります。平成27年度予算の概要11ページで、同じ金額を上げて指定管理料848万7,000円減と説明されていますが、これは見かけ上の金額であって、地下水膜ろ過システムの導入で約1,620万円の削減効果が反映されているとしたら、指定管理料は実質771万3,000円の増ということではないのでしょうか。

それから2点目、周辺整備基本計画（原案）のパブリックコメントの実施はどのように行われるのでしょうか。来月までに作成されるという原案の組合議会への提示はいつになるのか、お示してください。

3点目、予算書に計上されているさわやかプラザ軽井沢の指定管理料は、消費税8%で積算しているとの回答でしたけれども、これは昨年11月定例会で我々議会に説明した金額及びそれに基づく議会

の議決、これは具体的には債務負担行為の設定ですけれど、これと異なる金額が予算案に盛り込まれているということを言っています。債務負担は限度額であって、今回は減額になるのだからよいというふうには言えません。議会の権威にもかかわる問題だと思います。

債務負担行為の設定についても、限度額として「〇〇円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額、並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額」などのように記載する方法もあります。これはある自治体の予算書から引っ張ってきたものですが、さきの回答にあったように、今度また閣議決定された平成29年4月1日から消費税10%、これを既定の事実として基本協定書を交わすならば、また同じ間違いが起こる可能性もあります。現行の税率で積算し、将来の変化にも対応できる方法をとるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石井昭一議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） お答えいたします。

まず、1点目の地下水膜ろ過システムの導入で、平成27年度予算の指定管理料においては約1,620万円の削減効果が反映されているとしたら、指定管理料は実質771万3,000円の増ではないかということにつきましては、地下水膜ろ過システムを導入していなければ、次期指定管理料は増額となっていたものと考えられます。

平成27年度以降の指定管理料の算出に当たりましては、平成22年度から平成25年度までの施設での収支の実績をもとに算出しております。平成26年度予算と比較した場合に、指定管理料が実質で増加となる要因といたしましては、指定管理者による収支計画書の比較で申し上げますと、各項目ごとに増減はございますが、電気料において約24%の増加、金額にいたしまして約820万円増加していることが主な要因と考えております。

次に、2点目の周辺整備基本計画（原案）の組合議会へのご提示の時期につきましては、5月に予定されてございます本組合の環境委員会にご報告をさせていただいた上で、議会に対しましてもご報告をさせていただくスケジュールとなっております。その後、原案に対する意見の提出を広く求めるため、パブリックコメントを組合のホームページに掲載するなどの方法により行ってまいりたいと考えております。

次に3点目の、現行の税率で積算し、将来の変化にも対応できる方法をとるべきではないかということにつきましては、先ほどご説明いたしました債務負担行為設定後の状況変化によりまして、平成27年度当初予算におきましては、債務負担行為とは異なった予算額を計上しております。

また、基本協定書の指定管理料につきましては、消費税率の引き上げ時期について閣議決定されたという事実はございますが、現行では先行きが見通せない状況でもありますので、現行の税率も含めて、将来の変化に対応できるように適切に対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） パブリックコメントの問題からなんですけれども、組合のホームページに掲載するなどの方法で行うということでしたけれども、最近のマスコミ報道なんか見ましても、自民党内からも、あるいは政府内からもパブコメの形骸化が指摘されています。来年度のこの周辺整備基本計画の委託費は、全体で444万2,000円ですから、余り大きなことはできないと思うんですけれども、パブコメを生きたものにするためには、組合のホームページだけでは、意見の提出を広く求めるという点で、正直言って余り効果は見込めないんじゃないのかなあというふうに思うわけです。柏、白井、鎌ヶ谷構成3市の市民にとってもこの問題は重要な問題ですので、そしてその3市の、例えばホームページにアップするのにもそれほどお金がかかるわけではありませんから、費用の点では可能なのかなあというふうに思います。前回では、指定管理者の募集要項等を各構成市の広報紙やホームページに掲載したことが紹介されましたけれども、このパブコメについても少なくとも同様の取り扱いが必要だと思うんですけれども、検討されているのでしょうか。

2点目は、地下水膜ろ過システムの導入効果についてです。今、地下水膜ろ過システムを導入していなければ次期指定管理料は増額となっていたものと考えられますという回答がありました。見かけの金額は減額なんですけど、実質は増額だということです。

組合は5,000万円強の予算を投じて地下水利用のシステムを導入しました。これによって年間約1,620万円の経費削減が見込める。それは指定管理料の大幅な減額として反映され、そして、システムの維持経費などを含めても、大ざっぱに言って4年ほどで投資した5,000万円は回収されるはずだったわけなんですけれども、しかし、先ほど説明でもありましたように、本格稼働の最初の年から、見込んだ経費削減効果のおよそ半分は、アベノミクスによる急激な円安、そして物価の引き上げなどの影響によって既に失われているということです。

私は、以前の議会で、この地下水利用システムの導入に関する議案の賛成討論を行いましたので、ですから今回のこれを批判しているわけじゃないんですね。経費削減といっても、それが今容易ではない政治経済状況にあるという認識を共有したいと考えて、この問題を今取り上げています。

ご回答いただきたいことなんですけれども、1回目の回答では、組合側は地下水の利用率を70%で試算したと。しかし、指定管理者の側から、候補者の側からより積極的な75%を利用するという提案がされて、1,620万円の経費削減効果を見込んだということでした。この地下水利用率75%ですけれども、これをさらに高めることは可能なかどうなのか、お答えください。

最後に、これは回答を求めませんが、先ほどの指定管理料と消費税率の問題です。先ほどの回答でやっていただきたいと思います。

今回は、募集の段階から債務負担行為の設定まで、ことし10月からの消費税10%を既定の事実として対応してきたわけなんですけれども、これは明らかな誤りだったというふうに考えます。たとえ法律に予定として書き込まれていても、先ほど回答でありましたように、総理大臣の記者発表でこれが覆さ

れるということが実際に起こったわけですね。ですから、閣議決定があっても、それからたとえ総理大臣が不退転の決意を表明したとしても、それが絶対ではないということです。それが必ず実行されるという前提で私たち議会が議決をすると、今回の債務負担行為の設定のように、宙に浮いた数字になってしまいます。

政治というのは、やはり国民の声で動くものだというふうに思います。今後については、先ほど言いましたように、先ほどの回答の内容で適切に対応していただくということで、回答は結構です。以上です。

○議長（石井昭一議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） ただいまの3点のうち、初めの2点についてご回答をさせていただきます。

まず、1点目のパブリックコメントが周辺整備総合基本計画策定業務委託の計画に含まれているのかという点でございますが、パブリックコメントは当組合が実施する業務でございます。委託業務の中には、提出された意見集約などの支援業務が含まれてございます。

なお、当組合といたしましても、周辺整備計画は市民の皆様にとって重要な問題だと認識してございますので、意見の提出を多く求めるため、当組合のパブリックコメント実施要綱に基づきまして、公表の方法など今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地下水膜ろ過システムにつきましては、平成26年8月6日から稼働しておりますので、1月末までの実績でお答えいたしますと、地下水を約80%利用できております。なお、地下水の利用につきましては、現状でシステムの能力の上限まで利用しております。したがって、今後は施設全体の水の使用量が多くなれば、地下水の使用割合は低下することとなりますが、井戸の揚水量に変化がなければ、現状と同様に水道料金の削減とプールの水温管理に地下水の有効利用を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石井昭一議員） 以上で平野議員の質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） それでは、議案第2号について反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第1は、毎年度指摘していますけれども、議員報酬等の、今回136万4,000円、それから特別職人件費37万8,000円の計上の問題です。当組合の事業は、本来組合を構成している3市がそれぞれの責任において行うべきことを広域的に共同して行っているのであって、もともとそれぞれの議員、あるいは首長の職務の範囲内のことです。支給する必要もなければ、受け取る理由もありません。



ん。廃止されるべきだと考えます。

その一方で、この予算書を見ましてもわかりますけれども、この間の職員の人件費の削減というのがずっと行われてきました。今、アベノミクスの影響もあって、労働者の実質賃金は減り続けているわけですね。ですから民間も公務も、賃上げに向かうことこそ経済の好循環の第一の条件だということをお願いしたいと思います。

反対の理由の第2は、さわやかプラザ軽井沢の次期指定管理料として、消費税率10%で積算された5億1,020万円の債務負担行為が設定されているということです。これは、議会において再議決しなければ変更できないわけですが、重大な問題だと思います。限度額であって、実際の支出がその範囲内であればよいという考え方は認められません。自治体や一部事務組合が限度額を多目に見積もって債務負担を設定するようなことが横行するようなことになれば、財政規律は保てません。これ以上申し上げませんが、現行の税率に基づく指定管理者との協定書締結後に速やかに議会に再提出して、正されるべきだということを主張して、反対の立場からの討論といたします。

○議長（石井昭一議員） 以上で討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井昭一議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 平成27年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（石井昭一議員） 日程第5、一般質問を行います。

事前に通告のありました平野議員について質問を認めます。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 続いて一般質問を行います。

柏の共産党の平野光一です。

まず、質問については通告の順番で行います。

1つは、ごみ減量と生ごみの堆肥化についてです。廃棄物処理基本計画の目標達成に向けたごみ減量の見通し、これをまずお示しいただきたいと思います。

それから、私たちこの組合は、生ごみを未来永劫燃やし続けるのだろうかということについての認識についてお示してください。

それから3番目は、具体的に生ごみを堆肥化する場合の課題、何が課題となるのかということをお示しいただきたいと思います。

それから、2番目に項目としてありました当組合の将来展望についてとしましたけれども、1つ目はごみ焼却施設、それからし尿処理施設の将来について。これはこれから取り組む長寿命化の後、その先という意味なんですけれども、この将来というのは、構成市間でどのような協議がされているのか。具体的に言えば、将来もこの長寿命化の工事を終わって、その役割を果たした後も、焼却処理を中心とした施設をつくるのかどうかということなんですけれども、お答えいただきたいと思います。

最後に、廃棄物処理施設から資源再生と再生可能エネルギーの拠点へということを書きました。こういう転換を目指してこそ、私は当組合と地域の未来が開けると考えます。再度の提案になりますけれども、お答えいただきたいと思います。

以上、1問目終わります。

○議長（石井昭一議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大きなご質問としては2点ございます。初めに、ごみ減量と生ごみ堆肥化についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。まず、1点目のごみ減量の見通しについてでございますが、当組合の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）においては、平成29年度までの排出原単位を平成23年度比約5%の削減である782グラムにするなどの減量目標を掲げております。

現在までの排出原単位の状況につきましては、平成24年度812グラム、平成25年度821グラムでございました。平成26年度では、昨年12月末現在で811グラムであり、おおむね810グラム前後で推移するものと考えております。当該基本計画の基準年である平成23年度824グラムと比較いたしますと、1%程度下回っております。

しかしながら、ごみの減量化においては、景気の動向や人口の増減等の要因による影響を受けるため、減少傾向がこのまま推移するとは限りませんので、継続して啓発活動を実施していき、市民の方々のご協力をいただきながら目標達成できるよう、構成市と協力して減量に努めてまいります。

次にお尋ねの2点目、生ごみは未来永劫焼却するのかについてでございます。

昨年の8月議会においても答弁させていただきましたが、減量化・資源リサイクルの活動を目指した生ごみの堆肥化やバイオマス事業等につきましては、今後の研究課題として捉えております。生ごみの焼却処理に当たっては、全国的に減少していくものと推察しておりますが、焼却以外の処理方法として堆肥化事業またはバイオマス事業など、地域の実情に応じて他市町村でも取り入れているところもあると伺っており、今後はそのような先進事例を参考にしつつ、研究してまいりたいと考えてお

ります。

次にお尋ねの3点目、生ごみ堆肥化の課題についてでございますが、生ごみの堆肥化に当たっての課題としては、処理費用や委託業務での検討はもとより、排出及び収集方法、施設を設置した場合の規模やごみ質の管理及び処理施設等の臭気対策、堆肥の受入先等の確保も含めて検討する必要があると考えております。

続きまして、大きなご質問の2点目の、当組合の将来展望についてお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。まず、お尋ねの1点目、ごみ焼却施設、し尿処理施設の将来について構成市間でどのような協議がなされているかについてでございますが、現有する廃棄物処理施設の将来展望については、当組合を含め具体的な協議はまだしておりません。

施設の今後につきましては、施設長寿命化の議論を含め、構成市と調整を行う予定でございます。

次にお尋ねの2点目、廃棄物処理施設から資源再生と再生可能エネルギーの拠点への転換についてでございますが、現在は単に廃棄物を処理するだけでなく、エネルギー等の有効利用も含めて考えていく必要がありますので、今後も施設でのエネルギーの有効活用を含め、排出される焼却灰等のリサイクル、並びにし尿処理施設から発生する汚泥等の有効利用についても継続的に研究してまいります。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） それでは、一問一答でお願いします。

今の答弁ですけれども、昨年8月の議会でもほぼ同様の質問をしているんですけれども、余り変化はないですね。5年間で5%削減という計画の2年が経過したわけですけれども、今の答弁の中身を見ますと、平成26年度は810グラム前後で、平成23年度との対比でいえばマイナス1%ぐらい。しかし、答弁でも言われたように24年度は812グラム、25年度は821グラム、26年度は810グラム前後というわけですから、順調に減ってきているということではない、そういうふうには言いたいと思うんですね。削減努力とは別の要因でその数字が動いているというふうにも見えます。答弁では、その目標を達成できるように構成市と協力して努めるということなんですけれども、啓発活動だけで目標は達成できるのでしょうか。お答えください。

○議長（石井昭一議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ただいまの質問についてお答えいたします。

ごみの発生抑制につきましては、啓発活動を粘り強く継続的に実施しまして、市民一人一人の意識を変えることが減量化施策の第一だと考えてございます。以上でございます。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） 確かに、市民の意識を変えていくということが大事なことなわけなんですけれども、しかし、そうやって積極的にごみ減量に取り組もうと、協力しようと考えている市民に対して、具体的な方策が、それぞれの自治体、あるいはこの組合の施策が伴わないと市民は動けないわ

けなんです。一般廃棄物処理基本計画では、各種の資源化の検討を行うということも掲げられているんですけども、どのようなことが検討され、いつから実施されるのでしょうか。お答えください。

○議長（石井昭一議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 各種の資源化の検討状況についてでございますが、現在、焼却処理を実施しています布団類等の資源化の検討がございます。また、小型家電リサイクル法に係る回収事業等につきましては、今年度の11月より実施をしてございます。資源化事業の視点といたしましては、現に資源化されているものの再検証はもとより、資源化されていない品目について、資源化の手法の情報収集を継続的に行ってまいります。以上でございます。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） 第1問で、未来永劫生ごみを焼却するのかというふうに聞いたわけなんですけれども、この環境分野は大変おくられている日本ですけれども、未来永劫というのは100年後、200年後と考えると、幾らこの日本でも、もう生ごみを燃やすなんていうことはしていないだろうというふうに考えるわけなんですけれども、それじゃあ20年後、30年後はどうなのかということを考えたいわけなんです。こういう20年後、30年後というスパンで考えても、私はごみ焼却は過去のものになっていて当然だというふうに考えます。

そういうことと言えば、また先ほどの回答の中でありましたけれども、エネルギーの有効活用、今焼却している焼却炉のエネルギーの有効活用や、あるいは焼却灰等のリサイクル、こういうことも言われたわけなんですけれども、これもごみ焼却を前提としているわけですから、時代の要請に応えることにはならないと思うんですね。それで生ごみの堆肥化やバイオマスなども今後について提案しているわけなんですけれども、昨年8月の議会と同様に、今後の研究課題であるという答弁がずうっと続いているわけです。ですから、今言われたように全国各地で既に実践されていることなわけですから、実施に向けて足を踏み出すべき課題だというふうに思います。

生ごみの堆肥化についての答弁は、処理費用や委託業務での検討はもとより、排出及び収集方法、施設を設置した場合の規模やごみ質の管理及び処理施設等の臭気対策、堆肥の受け入れ先等の確保も含めて検討する必要があるということでした。この検討というのは始まっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（石井昭一議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 生ごみの堆肥化の検討につきましては、現在具体的に検討に入る段階ではございませんが、堆肥化事業を実施しております事業者等からの聞き取り、処理施設見学等、ほかの事業との併用も視野に入れまして、施策検討の情報収集を適宜行っておる状況でございます。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） 一番最初の答弁で、生ごみの焼却処理は全国的には減少していくだろうと

いうふうな見方がされたわけなんですけれど、今の一連の答弁でもわかりますけど、当組合では研究課題であると、それから検討すべきことだと、それから情報収集をやるんだと、こういう答弁ばかりで、足を踏み出さない。これはよくないと思うんですね。少なくとも、計画の2年目が終わるわけですから、少なくとも5%削減と、これを計画期間で達成する、多分8月の議会だったと思いますけれども、管理者はこの計画を達成するように指示しているというふうに言ったわけなんですけれども、達成するために何をするのかということを具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（石井昭一議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ごみの減量、排出原単位につきましては、排出されたものをリサイクルする資源化率と異なりまして、生ごみの焼却処理は排出する段階でのものとなるため、市民の意識等が重要な鍵となってきております。

啓発活動につきましては、単にごみを減らそうと訴えるだけではなく、生ごみ処理機等の助成や水切りの徹底、また買い物等でのマイバッグの奨励などの具体的な方法を含め、現在も構成市において積極的に行っております。計画達成のため、各種取り組みの成果を見きわめながら、目標達成に向け、必要に応じ適切な措置を講じてまいります。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） 今、そういう答弁なんですけど、その5カ年計画で5%削減、必ず達成するのかというふうに問えば、どうなのでしょう。その決意を示せるのでしょうか。

管理者、8月の議会で僕が同じような質問をしたときに、計画を達成するように指示しているんだというふうに言っているんですが、計画達成に向けての決意は、管理者、変わりませんか。

○議長（石井昭一議員） 管理者。

○管理者（清水聖士君） 変わりません。

○議長（石井昭一議員） 平野議員。

○3番（平野光一議員） 私は以前の議会の質問でも、これは余りにも目標が低いということをやったわけなんですけれども、その5%さえ、国際的に求められていることからいけば日本は大変おくれしている。むしろ京都議定書の目標からいけばプラスになっている目標なんです。ですから、少なくともこの計画は達成されなきゃいけないというふうに思います。

それで、最後になりますけれども、しらさぎ、あるいはあじさい、この施設を将来どうするのかということを考えたときに、一部事務組合というのは確かにプラスの要素というのも多いですし、逆に私は、こういう1つの施設を複数の自治体で維持管理していると、運営しているという場合に、この場合は3市ですけれども、いわゆる三すくみになって、どこからも積極的な提案が出てこないという状況になってはまずいというふうに思うんですね。ですから、先ほど言いました未来永劫生ごみを燃やすのかといったときに、じゃあ20年後、30年後はどうか。私は、世界の流れや、あるいは先

ほど答弁ありましたように、全国各地で取り組みが始まっている資源化、それから来年度の政府予算の中にも地方再生のメニューの中にこういう項目って入っているんですね。それを利用して取り組みを始めようという自治体もあるわけなんです。それを今まだ検討中だと、研究課題だということであってはいけないと思いますし、それからその施設の今後の組合の将来展望ということを考えてときに、ごみを焼却するということを前提にした組合の枠組みといいますか、それでは私は未来はなかなか見通せないなというふうに思うわけです。

ですから、この3市の枠組みというのは非常に大事にすべきことで、将来どこかが抜けるとか、もうおたくひとりだけでやってよとか、そういうことじゃなくて、3市の枠組みを大事にしながら、この組合も、それから施設も発展的に協議して発展させていくという方向が正しいだろうと思うんですね。ですから、また繰り返しになりますけれど、20年後、30年後といえ、もう3市で意見交換や協議が始まっていい時期ではないのかなというふうに思いますので、その辺どうでしょうか。その意見交換や協議、開始すべきではないでしょうか。

○議長（石井昭一議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） 組合規約に定めます事項を計画的に推進していくため、一般廃棄物処理基本計画に基づきまして今後も構成市と協議し、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石井昭一議員） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（石井昭一議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午後 4時10分 閉 会